

- 〔備考〕
- 1 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠は、「【意匠1】」、「【意匠2】」(以下、「意匠番号欄」という。)のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【意匠1】
- 【整理番号】
- 【意匠に係る物品】
- 【意匠の創作をした者】
- 【住所又は居所】
- 【氏名】
- 【提出物件の目録】
- 【物件名】 図面 1
- 【意匠に係る物品の説明】
- 【意匠の説明】
- 【意匠2】
- 【整理番号】
- 【意匠に係る物品】
- 【意匠の創作をした者】
- 【住所又は居所】
- 【氏名】
- 【提出物件の目録】
- 【物件名】 図面 1
- 【意匠に係る物品の説明】
- 【意匠の説明】
- 2 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、それぞれの意匠番号欄の次の「【整理番号】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願○○○○―○○○○○○」のように本意匠（同条第4項の規定により関連意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規定により意匠登録を受けようとするときは、当該関連意匠をいう。以下同じ。）に係る意匠登録出願の番号を記載するか、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のよう記載する。
- イ 本意匠が口からホまでに該当するものでないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- ロ 本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。